

## 議 案 目 録

令和 8 年 6 月 4 日提出

(第 2 分冊)

議案第 3 5 号	日立市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	( 1 )
議案第 3 6 号	日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について	( 5 )
議案第 3 7 号	市道路線の廃止及び認定について	( 9 )
議案第 3 8 号	専決処分について（令和 7 年度日立市一般会計補正予算（第 9 号））	( 2 3 )
議案第 3 9 号	専決処分について（日立市市税条例の一部を改正する条例の制定について）	( 3 3 )
報告第 8 号	令和 7 年度日立市継続費繰越しについて	( 5 5 )
報告第 9 号	令和 7 年度日立市繰越明許費繰越しについて	( 6 1 )
報告第 1 0 号	令和 7 年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰越しについて	( 6 7 )
報告第 1 1 号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	( 7 5 )
報告第 1 2 号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	( 7 7 )
報告第 1 3 号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	( 7 9 )
報告第 1 4 号	日立市土地開発公社に係る令和 8 年度の経営状況に関する説明書提出について	( 8 1 )



日立市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日立市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

行政文書の電子化を推進し、事務の簡素化及び効率化を実現するとともに、市民の利便性の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

## 日立市公告式条例の一部を改正する条例

日立市公告式条例（昭和25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加え、同条第2項中「市役所及び各支所前の掲示場に掲示して」を「市のホームページに掲載する方法又は市役所前の掲示場に掲示する方法により」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

- 1 条例及び規則の公布に必要な市長の署名について、自署に加え、電子署名によることができることとした。

#### ※ 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律の規定等を満足し、電子データに付与することができる署名のこと。電子署名を付すことにより、本人性・非改ざん性が担保され、紙への署名や公印の押印と同等の効力が発揮される。

- 2 条例及び規則の公布等の方法を、市役所及び各支所前の掲示場に掲示する方法（現行）から市のホームページへの掲載又は市役所前の掲示場に掲示する方法に改めることとした。



日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

令和7年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令等の改正に伴い、通算退職年金の額の算定に係る規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

## 日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例

日立市職員退職年金条例（昭和 37 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 2 号中「1. 338」を「1. 365」に、「1. 063」を「1. 084」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日立市職員退職年金条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

## 参 考

### 改 正 要 旨

- 1 通算退職年金の額の算定に用いる率を改め、年金額を1.9%引き上げることとした。



市道路線の廃止及び認定について

市道路線を別紙調書のとおり廃止及び認定するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

下記理由により市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

記

- 1 折笠町、小木津町、小木津町 3・4 丁目地内の道路改良に伴う市道路線の廃止及び認定
- 2 日高町 3 丁目地内の道路新設に伴う市道路線の廃止及び認定
- 3 宮田町 4 丁目地内の公用廃止に伴う市道路線の廃止及び認定
- 4 国分町 1 丁目、鮎川町 1 丁目地内の道路改良に伴う市道路線の廃止及び認定

1 日立市折笠町、小木津町、小木津町3・4丁目地内

市 道 路 線 廃 止 調 書

路線番号	起 点 終 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
532号	折笠町字浜田164番2地先から 小木津町3丁目1477番13地先まで		2.1m } 12.7	m 2,488.0	
628号	小木津町字射落1218番3地先から 小木津町字松木下1169番4地先まで		4.2 } 10.4	49.3	
639号	折笠町字久保内656番1地先から 折笠町字館ノ平655番1地先まで		1.7 } 1.8	41.6	
1086号	小木津町4丁目2329番1地先から 小木津町3丁目2621番3地先まで		2.4 } 15.1	1,205.1	

市 道 路 線 認 定 調 書

路線番号	起 点 終 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
532号	折笠町字浜田164番2地先から 小木津町字坂下1411番1地先まで		3.5m } 12.7	m 1,717.9	
1086号	小木津町4丁目2329番1地先から 小木津町3丁目2607番2地先まで		2.4 } 15.1	1,105.3	
1786号	小木津町3丁目1476番9地先から 小木津町3丁目1477番13地先まで		5.4 } 9.0	35.4	

2 日 立 市 日 高 町 3 丁 目 地 内

市 道 路 線 廃 止 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
1259号	日高町3丁目201番21地先から 日高町3丁目201番29地先まで			4.2m } 9.3	m 74.5	

市 道 路 線 認 定 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
1259号	日高町3丁目201番21地先から 日高町3丁目203番地先まで			4.2m } 9.3	m 214.4	

3 日 立 市 宮 田 町 4 丁 目 地 内

市 道 路 線 廃 止 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
2636号	宮田町4丁目99番5地先から 宮田町4丁目107番地先まで			m 4.0	m 97.4	

市 道 路 線 認 定 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
2636号	宮田町4丁目97番6地先から 宮田町4丁目107番地先まで			4.0m } 8.2	m 26.5	

4 日立市国分町1丁目、鮎川町1丁目地内

市 道 路 線 廃 止 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
4983号	国分町1丁目87番1地先から 鮎川町1丁目156番7地先まで			2.6m } 13.7	m  522.1	
6643号	国分町1丁目118番地先から 国分町1丁目106番2地先まで			14.0 } 17.2	130.0	

市 道 路 線 認 定 調 書

路線番号	起 終	点 点	重 要 経 過 地	幅 員	延 長	備 考
4983号	国分町1丁目87番1地先から 国分町1丁目97番1地先まで			3.4m } 4.7	m  109.0	

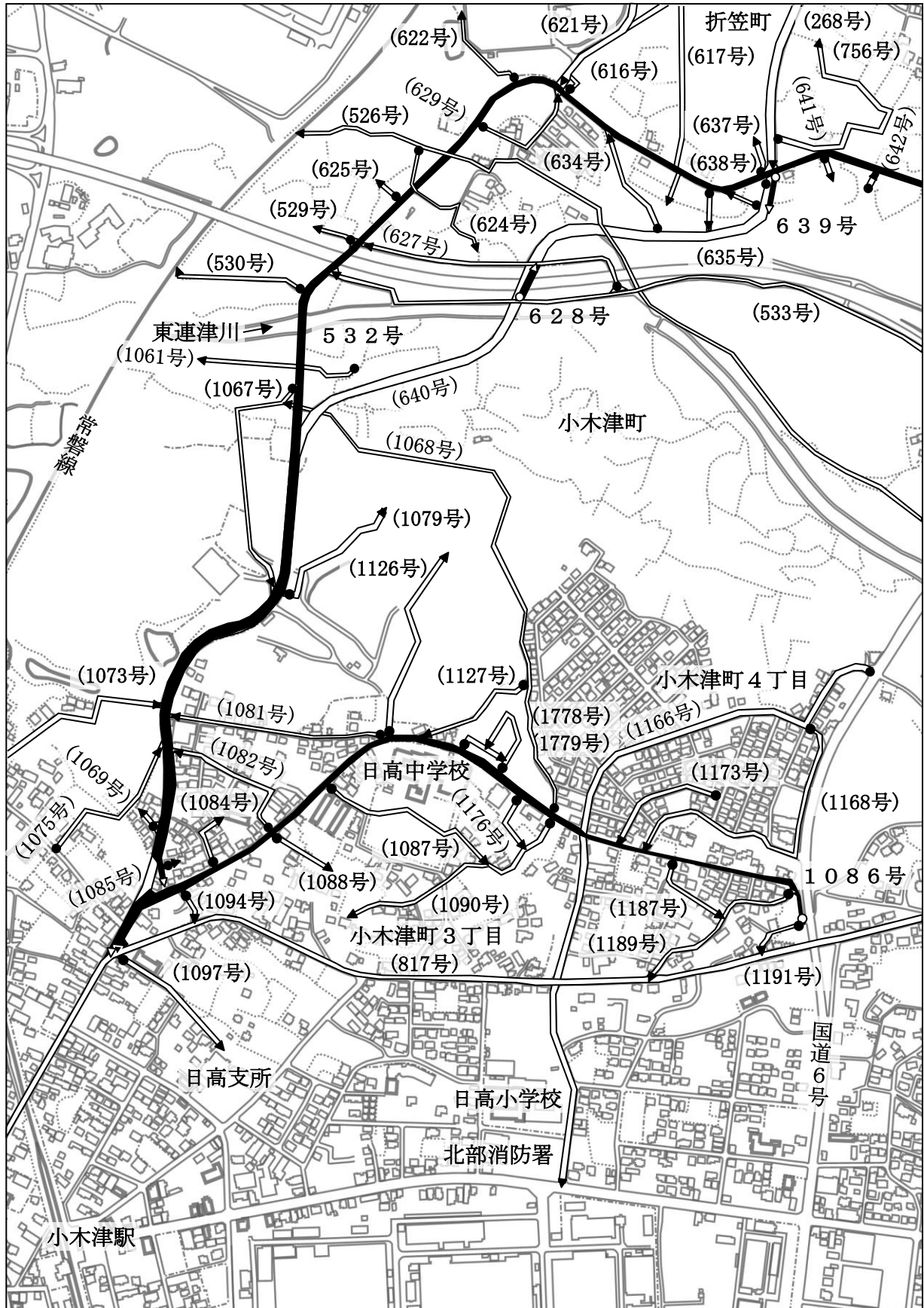


# 参考

## ① 市道路線廃止図 (折笠町、小木津町、小木津町3・4丁目地内)



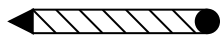
廃止路線



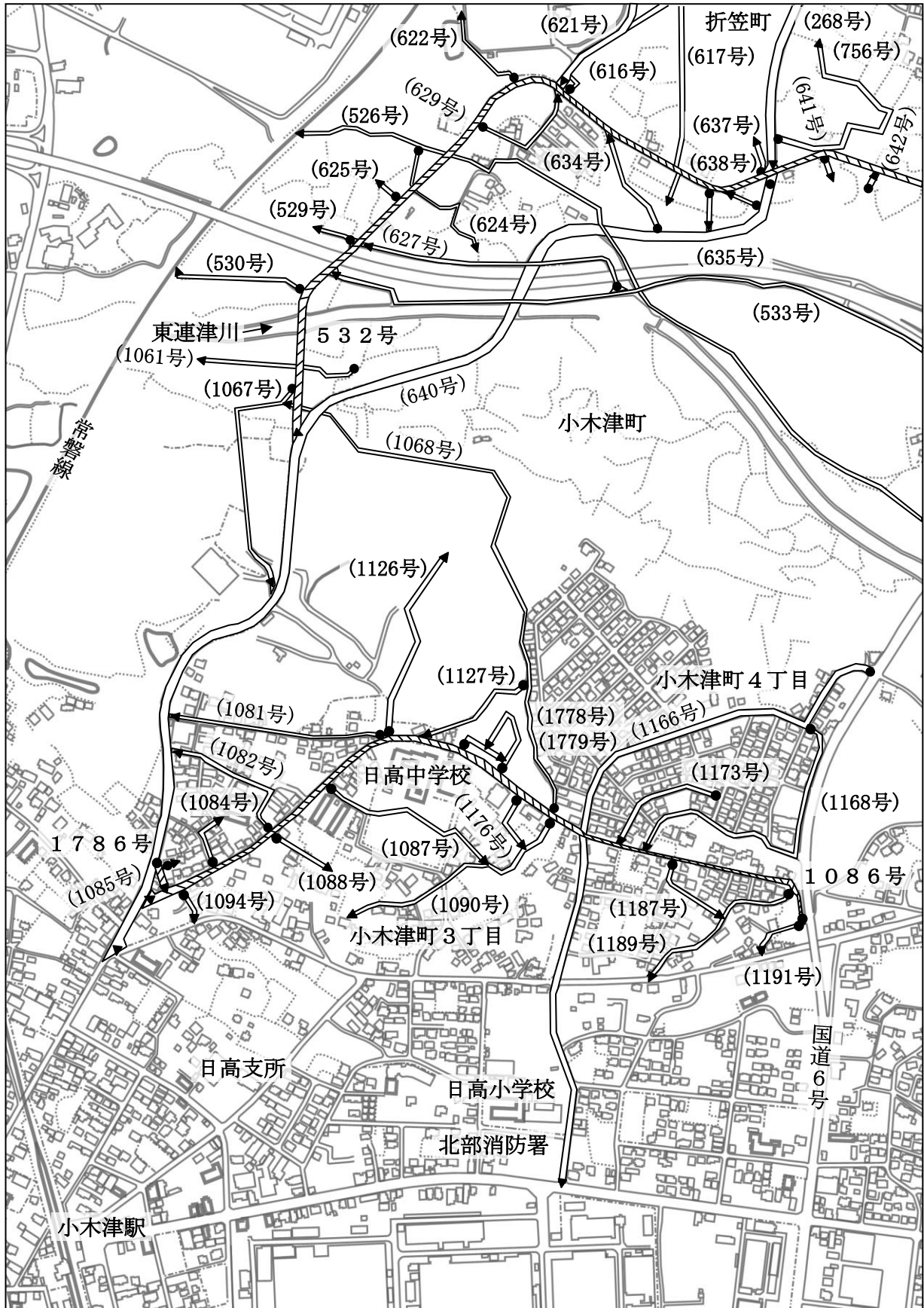
折笠町字浜田164番2地先から

# 参考

① 市道路線認定図  
(折笠町、小木津町、小木津町3・4丁目地内)



認定路線



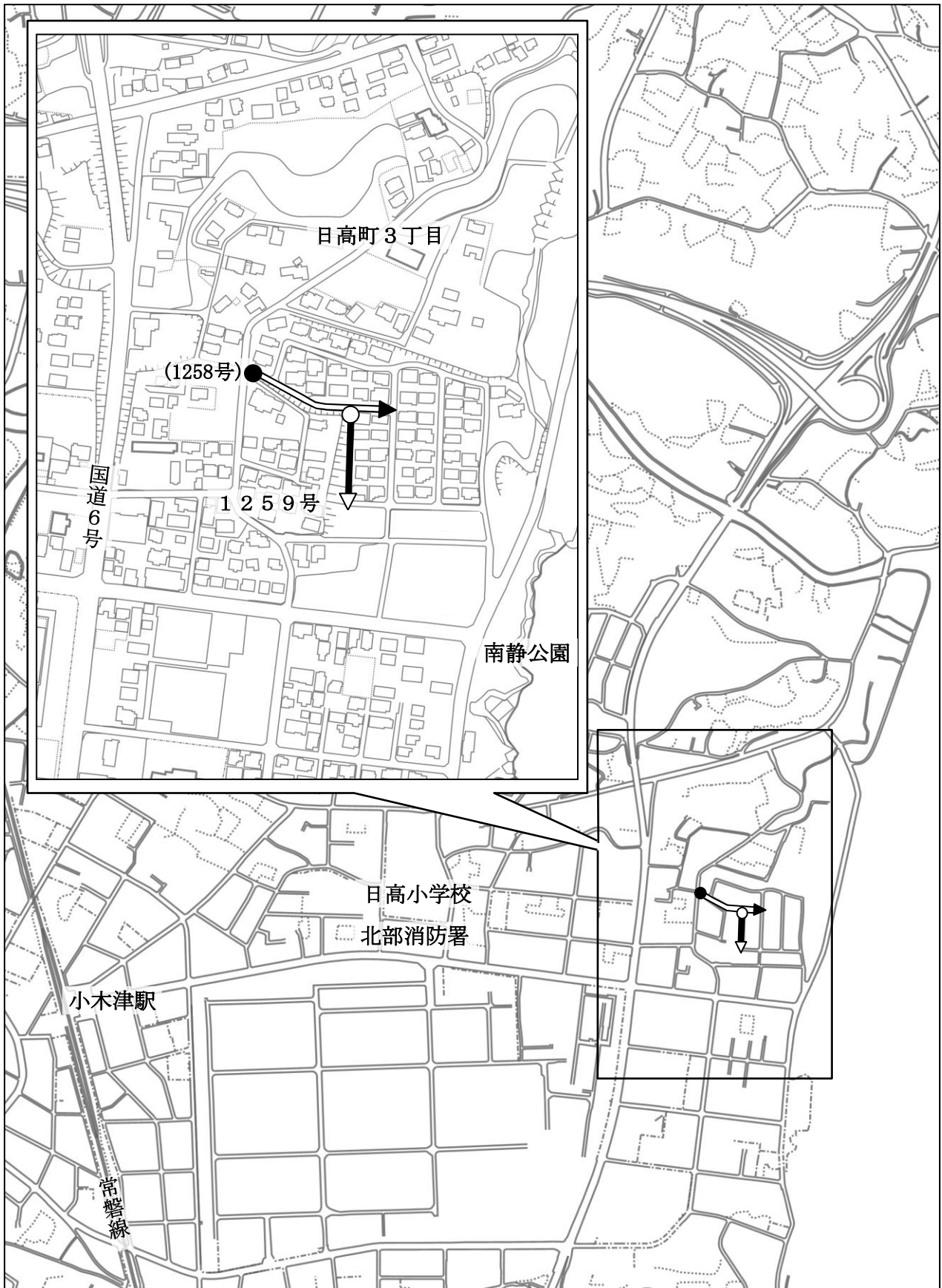
折笠町字浜田164番2地先から

# 参考

## ② 市道路線廃止図 (日高町3丁目地内)

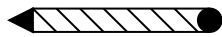


◀ ● 廃止路線

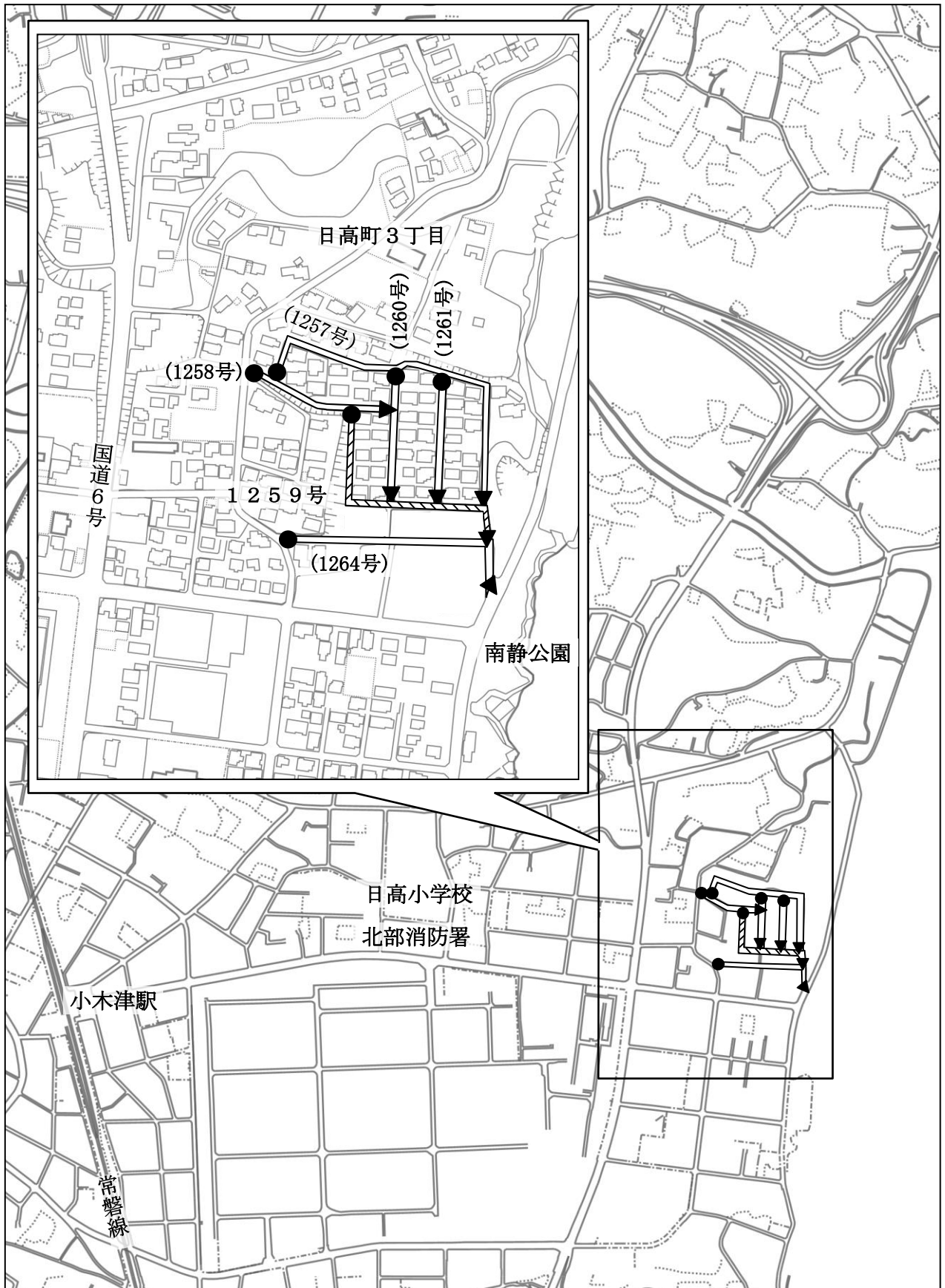


# 参考

## ② 市道路線認定図 (日高町3丁目地内)



認定路線

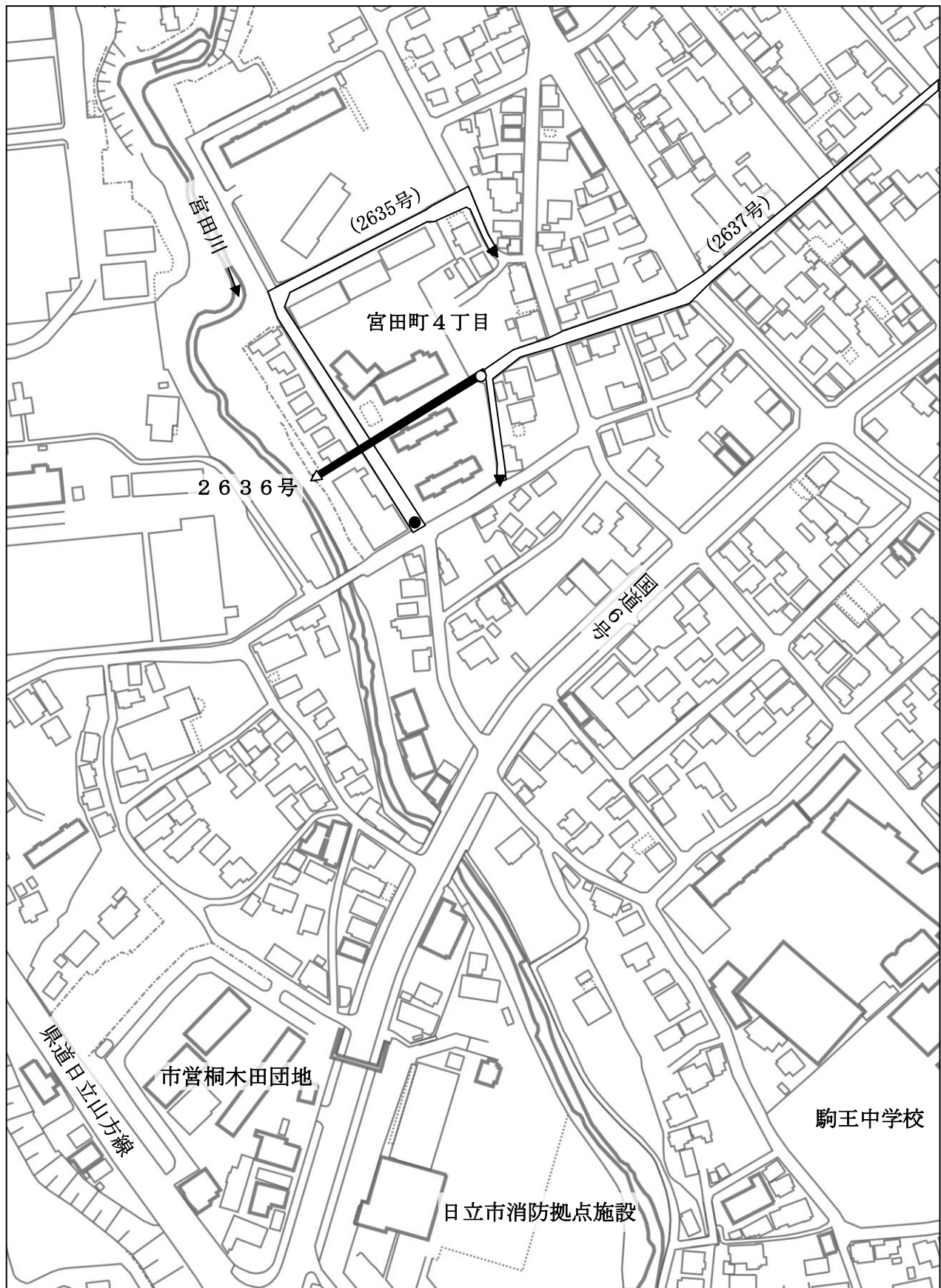


# 参考

## ③ 市道路線廃止図 (宮田町4丁目地内)

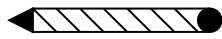


◀ ○ 廃止路線

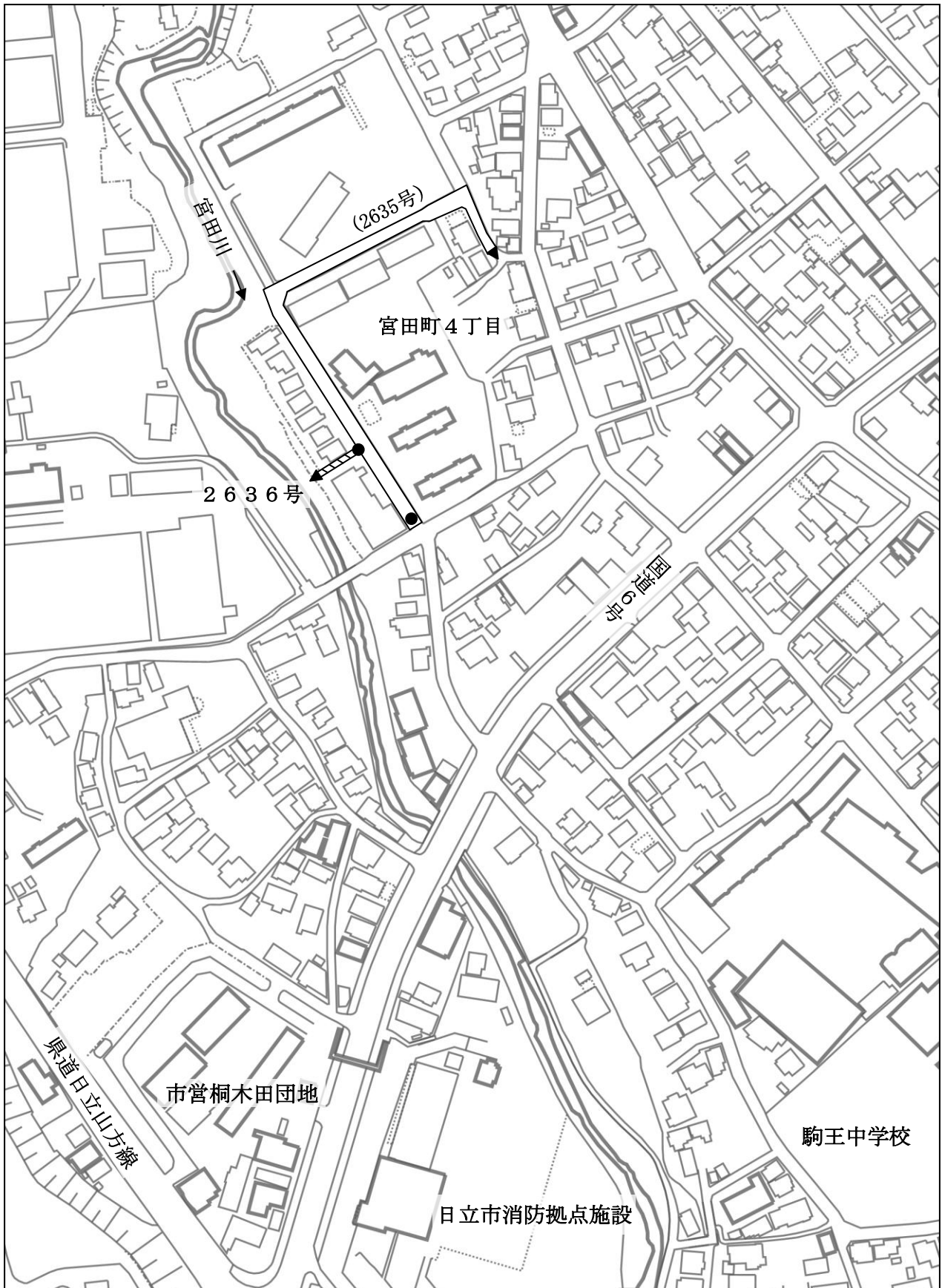


# 参考

## ③ 市道路線認定図 (宮田町4丁目地内)



認定路線

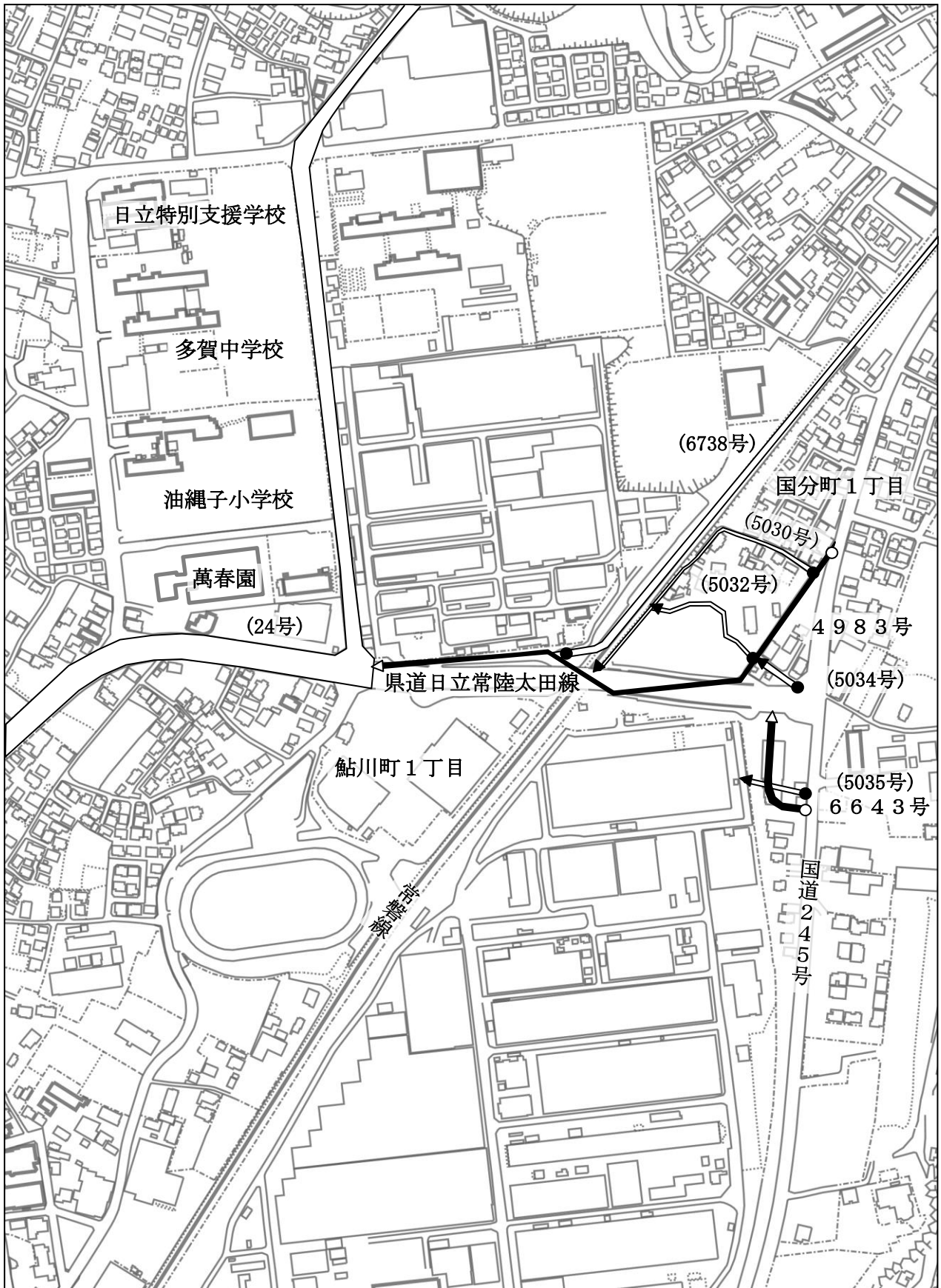


# 参考

## ④ 市道路線廃止図 (国分町1丁目、鮎川町1丁目地内)

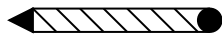


◀ ● 廃止路線

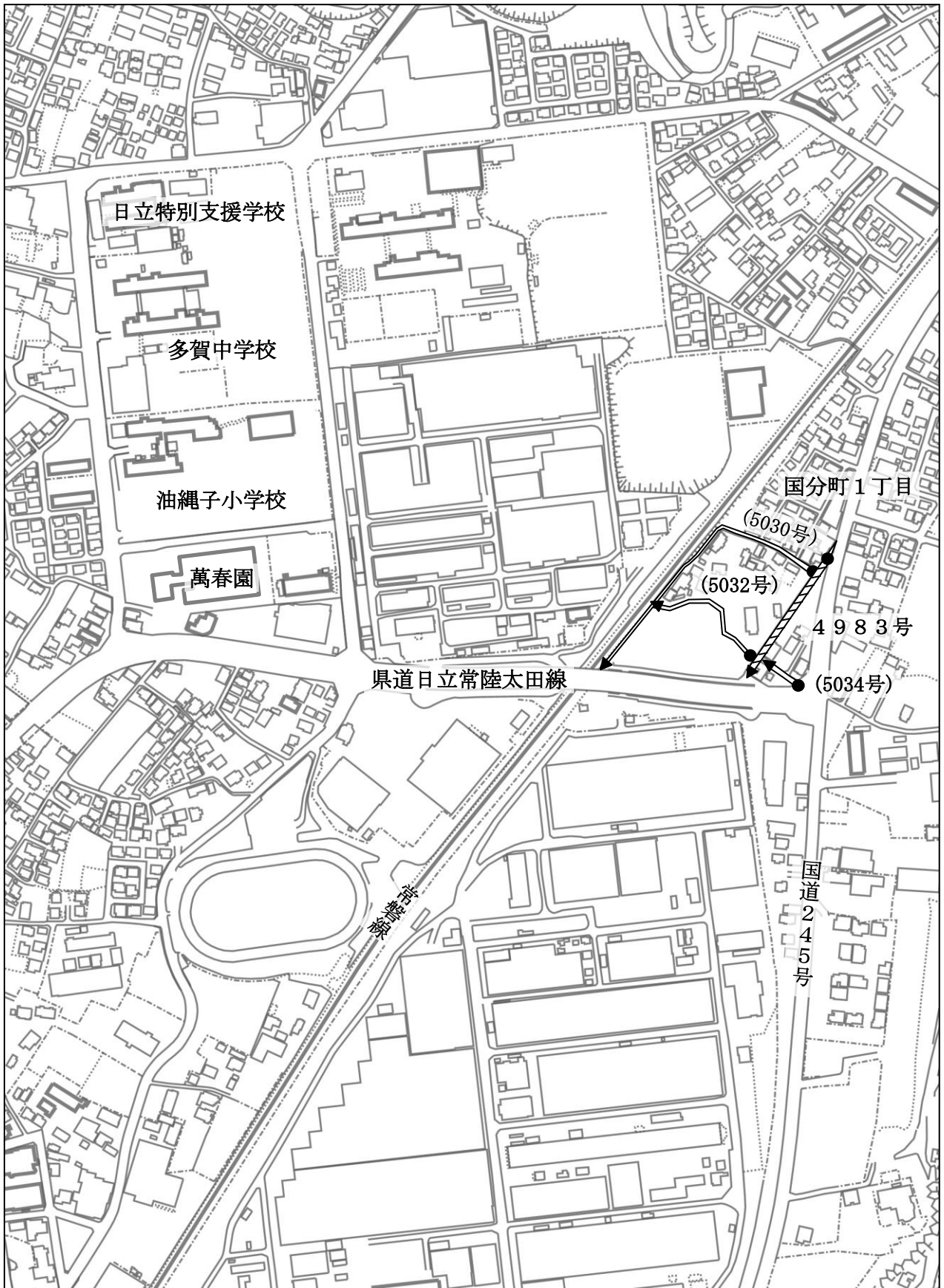


# 参考

## ④ 市道路線認定図 (国分町1丁目地内)



認定路線





専決処分について（令和 7 年度日立市一般会計補正予算  
（第 9 号））

令和 7 年度日立市一般会計補正予算（第 9 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小川 春 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 7 年度 日立市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度 日立市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,515 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,831,330 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
11. 地方交付税	
	1. 地方交付税
18. 寄附金	
	1. 寄附金
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
歳入合計	

歳出

款	項
2. 総務費	
	1. 総務管理費
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
歳出合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
8,527,820	309,081	8,836,901
8,527,820	309,081	8,836,901
3,571,088	53,315	3,624,403
3,571,088	53,315	3,624,403
5,256,999	△312,881	4,944,118
5,256,999	△312,881	4,944,118
82,781,815	49,515	82,831,330

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
12,022,438	49,500	12,071,938
10,323,730	49,500	10,373,230
32,194,597	15	32,194,612
12,723,273	15	12,723,288
82,781,815	49,515	82,831,330

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 歳入

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	8,527,820	309,081	8,836,901
計	8,527,820	309,081	8,836,901

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

1. 総務費寄附金	3,302,000	50,600	3,352,600
3. 教育費寄附金	15,400	100	15,500
4. 民生費寄附金	515	115	630
5. 商工費寄附金	1,200	500	1,700
6. 土木費寄附金	1,466	2,000	3,466
計	3,571,088	53,315	3,624,403

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	3,688,558	△312,881	3,375,677
計	5,256,999	△312,881	4,944,118

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	309,081	特別交付税

2. 防災対策費寄附金	1,100	防災体制整備事業寄附金
3. 企画費寄附金	49,500	まち・ひと・しごと創生事業寄附金
1. 青少年育成推進費寄附金	100	若者かがやき事業寄附金
1. 福祉事業寄附金	15	福祉事業寄附金
2. 児童福祉総務費寄附金	100	少子化対策事業寄附金
3. 観光費寄附金	500	海水浴場運営事業寄附金 飯村機電工業株式会社 代表取締役社長 水庭 明良 氏
1. 都市計画総務費寄附金	2,000	新交通導入事業寄附金

1. 財政調整基金繰入金	△312,881	財政調整基金繰入金

歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 企画費	41,527	49,500	91,027			49,500	
計	10,323,730	49,500	10,373,230			49,500	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	5,024,232	15	5,024,247			15	
計	12,723,273	15	12,723,288			15	

(単位 千円)

節(細節)		金額	説明	
区分				
24. 積立金		49,500	<b>まち・ひと・しごと創生基金積立金</b>	<b>49,500</b>
			24 積立金	49,500
			まち・ひと・しごと創生基金積立	49,500

24. 積立金		15	<b>福祉事業基金積立金</b>	<b>15</b>
			24 積立金	15
			福祉事業基金積立	15



専決処分について（日立市市税条例の一部を改正する条例  
の制定について）

日立市市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小川 春 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

日立市長 小 川 春 樹

## 日立市市税条例の一部を改正する条例

日立市市税条例（昭和25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「特別控除額」を「特例控除額」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を

記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶

養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、

「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第19条の3第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第19条の6第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を

「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「 $\frac{7}{6}$ 」を「 $\frac{5}{3}$ 」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「 $\frac{4}{3}$ 」を「 $\frac{3}{2}$ 」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35

項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第21項とし、同条中第25項を第22項とし、第26項を第23項とし、同条に次の1項を加える。

24 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移

動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第

2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に、「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に、「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項

前段」を「第34条の7第1項前段」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に、「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に、「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、「と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第 19 条の 3 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に、「、附則

第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第19条の4第2項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改める。

附則第19条の5第2項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改める。

附則第19条の5の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに附則第 19 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 6 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 6 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 6 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 23 条中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の5の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の日立市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出

する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の日立市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の日立市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条

の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の日立市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の6の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

令和 7 年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 6 3 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(日立市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 日立市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

## 参 考

### 改 正 要 旨

#### 1 軽自動車税

- (1) 燃費等に応じて課税される「環境性能割」の廃止に伴い、関係規定を削除することとした。（現行の「種別割」は「軽自動車税」に名称を変更する。）
- (2) グリーン化特例の適用期限を、電気自動車等に限り2年間延長し、令和10年3月31日までとすることとした。

※ グリーン化特例（平成27年度創設）

環境性能に優れた自動車を新規登録した年度の翌年度分の軽自動車税を、次のとおり軽減するもの

区 分	税率の 軽減割合	税率			
		自家用		営業用	
		標準税率	特例 適用後	標準税率	特例 適用後
電気自動車等	75%	10,800円	2,700円	6,900円	1,800円

#### 2 固定資産税

同一の者が所有する家屋及び同一の者が所有する償却資産に係るそれぞれの固定資産税の免税点を、次のとおり引き上げることとした。

区 分	免税点	
	改正前	改正後
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円
土地（参考）	30万円（据置き）	

令和 7 年度日立市継続費繰越しについて

令和 7 年度日立市継続費繰越しについて、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 1 一般会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越額	計
2. 総務費	2. 徴税費	固定資産評価業務委託	124,851,000	46,145,000	145	46,145,145
8. 土木費	8. 交通安全対策費	横断歩道橋改修事業	616,200,000	253,550,000	125,395,000	378,945,000
		エスカルロード臨時改札口改良事業	283,000,000	7,280,000		7,280,000
10. 教育費	6. 保健体育費	南高野調理場空調設備改修事業	105,248,000	42,100,000		42,100,000
11. 災害復旧費	2. 総務施設災害復旧費	本庁舎災害復旧事業	1,092,447,000	128,816,000	19,351,000	148,167,000
		本庁舎安全対策事業	1,490,668,000	102,699,000	704,000	103,403,000
	3. 土木施設災害復旧費	治水対策事業	552,000,000	220,000,000		220,000,000
計			4,264,414,000	800,590,000	145,450,145	946,040,145

継続費繰越計算書

(単位 円)

支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
46,144,560	585	585	585			
326,947,767	51,997,233	51,997,233	10,258,254	24,038,979	17,700,000	
3,730,000	3,550,000	3,550,000	3,550,000			
40,800,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000			
46,959,000	101,208,000	101,208,000	8,000		101,200,000	
100,089,000	3,314,000	3,314,000	14,000		3,300,000	
214,720,000	5,280,000	5,280,000	80,000		5,200,000	
779,390,327	166,649,818	166,649,818	15,210,839	24,038,979	127,400,000	

## 2 水道事業会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度通次額 繰越	計
1. 水道事業資本的支出	1. 建設改良費	森山浄水場大沼配水池向ポンプ設備設置事業	441,805,000	176,722,000		176,722,000

## 3 下水道事業会計

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度通次額 繰越	計
1. 下水道事業資本的支出	1. 建設改良費	下水道施設台帳（管路）整備事業	42,350,000	22,924,000		22,924,000
	2. 雨水対策費	下水道施設台帳（管路）整備事業	14,102,000	8,118,000		8,118,000
計			56,452,000	31,042,000		31,042,000

(単位 円)

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通 繰 次 繰 額	翌年度通次繰越額に 係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
			企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
63,970,000	112,752,000	112,752,000	95,900,000		16,852,000	

(単位 円)

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 通 繰 次 繰 額	翌年度通次繰越額に 係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
			企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
11,550,000	11,374,000	11,374,000			11,374,000	
4,114,000	4,004,000	4,004,000		1,364,000	2,640,000	
15,664,000	15,378,000	15,378,000		1,364,000	14,014,000	



令和 7 年度日立市繰越明許費繰越しについて

令和 7 年度日立市繰越明許費繰越しについて、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 1 一般会計

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	防災体制整備事業	23,121,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム等改修事業	3,487,000
3. 民生費	3. 児童福祉費	子育て応援手当支給事業	24,173,000
		子育て世帯生活応援特別給付金支給事業	3,432,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁港整備事業	13,695,000
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対策事業	756,159,000
		動物園運営経費	37,535,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道36号線改良事業	1,039,000
		市道2587号線改良事業	5,944,000
		狭あい道路整備等促進事業	16,879,000
		中所沢川尻線改築事業	23,137,000
		市道3509号線改築事業	82,331,000
		金沢町地内道路整備事業	513,050,000
		鮎川・城南道路整備事業	1,749,000
		市道2004号線改良事業	100,109,000
	橋梁長寿命化事業	20,926,000	
	5. 都市計画費	幹線道路整備検討事業	6,872,000
		常陸多賀駅周辺地区整備事業	690,310,000
		多賀停車場大沼線改築事業	39,344,000

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
23,121,000			23,100,000		21,000
3,487,000		3,487,000			
17,963,805		17,963,805			
2,423,945		2,423,945			
12,305,000			9,900,000	1,142,638	1,262,362
756,159,000		756,159,000			
37,535,000					37,535,000
794,000		436,700	350,000		7,300
5,944,000		1,350,250	960,000		3,633,750
16,879,000		7,450,000	6,700,000		2,729,000
19,293,510		7,128,220	7,100,000		5,065,290
82,329,664		37,285,050	31,600,000		13,444,614
512,989,533		279,186,545	229,600,000		4,202,988
1,001,320		229,900	700,000		71,420
100,108,997		55,000,000	45,000,000		108,997
18,585,154		10,221,835			8,363,319
6,872,000					6,872,000
687,400,000		326,166,000	304,340,000		56,894,000
39,344,000		20,820,000	17,020,000		1,504,000

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 都市計画費	関口間々下線改築事業	98,766,000
	7. 住宅費	用途廃止事業	25,520,000
10. 教育費	6. 保健体育費	運動公園施設整備事業	25,040,000
11. 災害復旧費	3. 土木施設災害復旧費	治水対策事業	203,115,000
計			2,715,733,000

(単位 円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
89,052,000		46,011,000	37,630,000		5,411,000
25,520,000		8,960,000	16,500,000		60,000
25,040,000		1,896,000	20,780,000		2,364,000
163,515,000			112,500,000		51,015,000
2,647,662,928		1,582,175,250	863,780,000	1,142,638	200,565,040



令和7年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰  
越しについて

令和7年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰越しについ  
て、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告  
するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹

令和7年度 日立市 水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
1. 水道事業資本的支出	1. 建設改良費	水源及び配水施設事業	505,285,000	432,493,888	68,669,000	37,000,000	
		配水管布設事業	1,733,099,000	1,287,934,966	364,933,800	326,000,000	
計			2,238,384,000	1,720,428,854	433,602,800	363,000,000	

予算繰越計算書

(単位 円)

源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金等			
		31,669,000	4,122,112		城の丘配水場加圧ポンプ制御盤更新工事等において、電子部品及びアルミなどの原材料不足により、工程調整に不測の日数を要したため。
1,153,000	2,904,000	34,876,800	80,230,234		配水管更新工事において、施工方法や工程などに関する関係機関との協議調整等に不測の日数を要したため。 翌年度以降に更新を計画していた配水管に漏水が発生しているため、計画を前倒しして工事を実施したことから、年度内工期の確保ができなかったため。
1,153,000	2,904,000	66,545,800	84,352,346		

令和7年度 日立市 下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
1. 下水道事業資本的支出	1. 建設改良費	中央処理区改良事業	1,180,667,000	571,917,251	540,710,000	249,200,000	244,415,000
		流域関連処理区改良事業	293,852,000	142,648,215	114,174,947	55,000,000	26,502,500
		広域汚泥焼却炉建設負担金	3,019,000	1,590,000	433,000	400,000	
		流域下水道建設負担金	32,909,000	3,287,000	29,621,000	29,500,000	
	2. 雨水対策費	雨水対策事業	477,200,000	110,569,687	354,464,350	208,900,000	145,358,300
計			1,987,647,000	830,012,153	1,039,403,297	543,000,000	416,275,800

予算繰越計算書

(単位 円)

源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
一般会計負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金等			
		47,095,000	68,039,749		池の川処理場B系機械棟耐震補強工事等において、材料費や人件費の高騰により設計変更の必要が生じ、年度内工期の確保ができなかったため。 管渠改築工事等において、国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施したことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
		32,672,447	37,028,838		管渠内調査業務委託等において、国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施したことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
		33,000	996,000		県が施工する那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業のポンプ設備改築工事において、半導体需要の増加に伴う関係部品の不足により、工程調整に不測の日数を要したため。
		121,000	1,000		県が施工する那珂久慈流域下水道事業の管渠改築工事等において、全国特別重点調査に係る国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施したことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
206,050			12,165,963		雨水管渠改築工事において、関係機関との協議に不測の日数を要したため。
206,050		79,921,447	118,231,550		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
1. 下水道事業費用	1. 営業費用	処理場事業	12,320,000		11,308,000		
1. 下水道事業資本的支出	1. 建設改良費	流域下水道建設負担金	11,625,000	10,393,000	1,232,000		
	2. 雨水対策費	雨水対策事業	291,234,500	265,649,600	25,584,900	16,400,000	9,124,200
計			315,179,500	276,042,600	38,124,900	16,400,000	9,124,200

(単位 円)

源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
一般会計 負担金	繰越工事 資 金	損益勘定 留保資金等			
		11,308,000	1,012,000		池の川処理場水処理設備修繕 工事において、付属機器の製作 に時間を要したことにより、年 度内工期の確保ができなかった ため。
	1,200,000	32,000			県が施工する那珂久慈流域下 水道事業のポンプ場計装設備改 築工事において、半導体需要の 増加に伴う関係部品の不足によ り、工程調整に不測の日数を要 したため。
60,700					雨水管渠改築工事において、 関係機関との協議に不測の日数 を要したため。
60,700	1,200,000	11,340,000	1,012,000		



専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 2 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年2月5日午後0時頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道1485号路上において、側溝脇の路面が沈下していたため、福島県いわき市□□町□□□□□□番地□□□□□□氏の所有する自動車が走行した際、車体が沈み込み、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金55,803円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月16日午後4時37分頃、日立市□□□町□丁目□番地先市道11号路上において、側溝蓋が沈下していたため、東京都足立区□□□丁目□番□□号□□□□□氏の所有する自動車が走行した際、車体が沈み込み、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金 9 2 , 7 5 2 円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年2月26日午後4時50分頃、日立市□□町□丁目□番地先市道2683号路上において、側溝蓋が割れていたため、日立市□□□町□丁目□番□号□□□□□氏の所有する自動車が走行した際、右側前輪が側溝に落下し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金90,453円

日立市土地開発公社に係る令和8年度の経営状況に関する  
説明書提出について

日立市土地開発公社に係る令和8年度の経営状況に関する説明書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹